

平成 12 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ト ミ ー
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 富 山 幹 太 郎
(コード番号 7867 東証第一部)
問 合 わ せ 先 常 務 執 行 役 員 松 葉 光 雄
(T E L 0 3 - 3 5 9 3 - 1 0 3 1)

新株引受権方式によるストックオプションの付与に関するお知らせ

(商法第 280 条の 19 に規定する新株引受権の付与)

当社は、平成 13 年 5 月 22 日開催の取締役会において、商法第 280 条の 19 に規定するストックオプションの付与について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1 . ストックオプション制度を導入する理由

当社取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めるため。

2 . ストックオプション制度の概要

(1) 新株引受権の付与対象者

平成 13 年 6 月 28 日開催予定の当社第 50 回定時株主総会終結時に在任する取締役のうち 5 名

同総会終結時に在任する執行役員 17 名

(上記 で対象となる取締役で、執行役員を兼務する予定の者 3 名は、含んでいない。)

同総会終結時に在職する従業員のうち 466 名。

(2) 新株引受権の目的たる株式の種類

当社額面普通株式

(3) 新株引受権の目的たる株式の数

553,000 株を総株数の上限とし、個別の取締役及び執行役員に対する付与株式数は一律 1 万株、個別の従業員に対する付与株式数は上限 2 千株、下限 3 百株とする。
なお、権利付与日以降、株式の分割又は併合が行われる場合、未行使の新株引受権の目的たる株式の数は、分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

(4) 新株式の発行価額（新株引受権の行使価額）

権利付与日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値の金額に 1.03 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が権利付与日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、権利付与日以降、株式の分割又は併合が行われる場合、発行価額は分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

また、権利付与日以降、時価を下回る価額で新株を発行(転換社債の転換、新株引受権証券及び商法第 280 条ノ 19 の規定に基づく新株引受権の権利行使の場合を除く)するとき、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\begin{aligned} \text{調整後発行価額} &= \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}} \end{aligned}$$

(5) 権利行使期間

平成 15 年 7 月 1 日から平成 19 年 6 月 30 日まで

(6) 権利行使の条件

権利を付与された者は、以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することが可能となる。なお、行使可能な株式数が 1 単位の株式数の整数倍でない場合は、1 単位の株式数の整数倍に切り上げた数とする。

- (i) 平成 15 年 7 月 1 日から平成 17 年 6 月 30 日までは、権利を付与された株式数の 2 分の 1 について権利を行使することができる。
- (ii) 平成 17 年 7 月 1 日から平成 19 年 6 月 30 日までは、権利を付与された株式数のすべてについて権利を行使することができる。

権利を付与された者は、当社の取締役又は使用人たる地位を失った後も、これを行行使することができる。また、権利を付与された者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。但し、いずれの場合にも後記 に掲げる権利付与契約に定めるものとする。

権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。

この他、権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と前記(1)に定める付与の対象者との間で締結する権利付与契約に定めるものとする。

(7)その他、権利付与日以降、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合、または会社分割を行う場合、その他調整の必要が生じた場合は、合理的な範囲で新株引受権の目的たる株式の数、新株発行価額、権利行使期間その他について必要と認める調整を行い、又権利行使を制限し、未行使の権利を失効させることができるものとする。

(注)上記の内容については、平成13年6月28日開催予定の当社第50回定時株主総会において、「取締役及び使用人に新株引受権を付与する件」が承認可決されることを停止条件といたします。

以 上